

第3節 退職手当

(1) 退職手当（条例第2条の3）

$$\text{退職手当額} = \underbrace{\text{退職日給料月額} \times \text{退職事由別・勤続年数別支給率}}_{\text{基本額}} + \text{調整額}$$

(2) 算定基礎給料月額（条例第3条）

① 退職の日の給料月額

退職の日の給料月額が退職手当算定基礎給料月額となる。

(イ) 日額者の場合、日額の21日分をもって給料月額とする。

(ロ) 時給者の場合、時給額に7.75を乗じ（1円未満切捨て）その額の21日分をもって給料月額とする。

(ハ) 給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額のある場合には、調整額を加算した額

(ニ) 休職、停職、減給、育児休業その他の事由により給料の一部又は全部を支給されていない場合には、本来支給されるべき給料月額

(ホ) 退職手当の算定基礎給料月額には、平成18年4月1日及び平成27年4月1日施行の国家公務員給与法の俸給表改定に伴う給料月額の減額改定による経過措置として支給された差額に相当する額を含めない。（附則第12項）

(3) 退職事由区分

一般職の退職

① 自己都合、任用期間満了、分限免職（傷病又は整理による場合を除く。）等

(イ) その者の都合等又はフルタイム会計年度任用職員で任用期間満了により退職した者

(ロ) 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることのない自己都合退職者を除く。

(ハ) 適用条項 [勤続42年以下（条例第3条）
] " 43年以上（条例第5条）

(二) 減額規定

I 自己都合等の勤続期間19年以下の者（条例第3条第2項）

勤続期間	1年以上10年以下	60 100
勤続期間	11年以上15年以下	80 100
勤続期間	16年以上19年以下	90 100

II フルタイム会計年度任用職員（附則第3項）

勤続期間	6月以上 1年以下	50 100
------	-----------------	-----------

② 傷病

(イ) 傷病の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級（47、48頁参照）の状態
で退職した者

(ロ) 上記（イ）の認定は医師が行い、診断書にその旨を記載しなければならない。（46頁参照）

(ハ) 公務上の傷病（死亡も含む。）、通勤災害傷病による退職の場合は、地方公務員災害補償法第
45条の規定に基づく公務災害の認定の写を提出しなければならない。

(ニ) 適用条項	公務外	— 勤続42年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃43年以上	(条例第5条)
	通勤災害	— 勤続10年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃	— 〃25年以上	(条例第5条)
	公務上		(条例第5条)

③ 死亡

(イ) 死亡により退職した者

(ロ) 請求は遺族

(ハ) 適用条項	公務外	— 勤続10年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃	— 〃25年以上	(条例第5条)
	公務上		(条例第5条)

④ 任期満了

(イ) 任期付職員及び臨時的任用職員で任期満了により退職した者

(ロ) 適用条項	勤続10年以下	(条例第3条)
	〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃25年以上	(条例第5条)

⑤ 定年

(イ) 定年により退職した者（定年年齢以上の退職者も含む。）

(ロ) 当分の間、旧定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく自己都合退職した場合は、
その者が定年退職した場合と同じ条項を適用する。

(ハ) フルタイム会計年度任用職員は除外

(ニ) 適用条項	勤続10年以下	(条例第3条)
	〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃25年以上	(条例第5条)

⑥ 応募認定 (第1号)

(イ) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に応募し認定を受け退職した者 (※ 当分の間、旧定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員を対象とする。)

(ロ) フルタイム会計年度任用職員は除外

(ハ) 適用条項

.....	勤続10年以下	(条例第3条)
.....	〃 11年以上24年以下	(条例第4条)
.....	〃 25年以上	(条例第5条)

⑦ 応募認定 (第2号)

(イ) 勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、勤務公署に属する職員を対象として行う募集に応募し認定を受け退職した者

(ロ) フルタイム会計年度任用職員は除外

(ハ) 適用条項 (条例第5条)

⑧ 整理

(イ) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した者

(ロ) フルタイム会計年度任用職員は除外

(ハ) 適用条項 (条例第5条)

※ 上記全ての退職事由区分に83.7/100の調整率あり。

特別職の退職

(イ) 任期満了又は任期中途で退職した者

(ロ) 傷病、死亡退職については②、③と同じ。

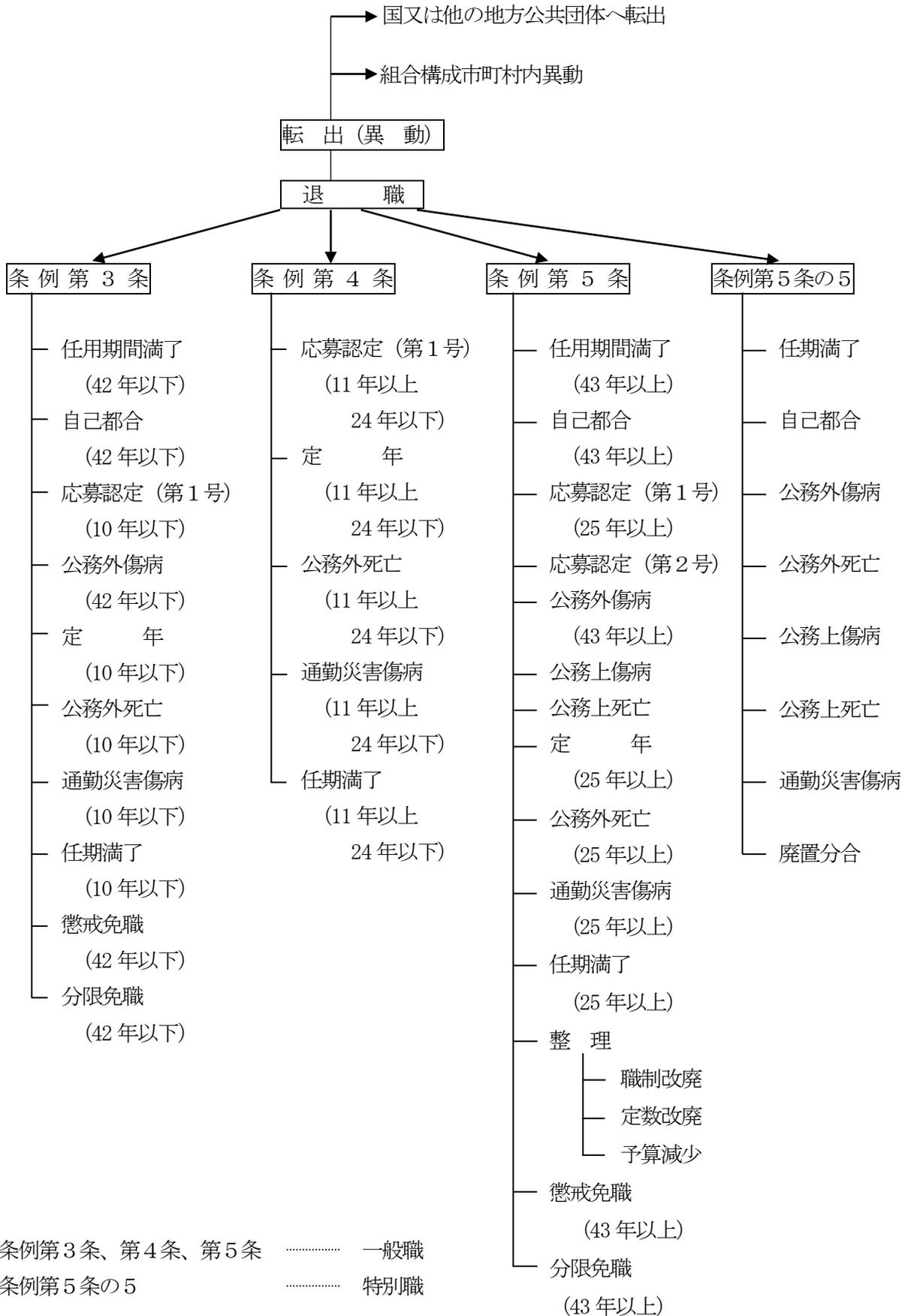
(ハ) 適用条項 (条例第5条の5)

(ニ) 割増規定 (条例第5条の5第2項及び第3項)

I 自己都合、任期満了	なし
II 公務外傷病、公務外死亡、通勤災害傷病	$\frac{125}{100}$
III 公務上傷病、公務上死亡、組合市町村等の廃置分合	$\frac{150}{100}$

※ 市町村等の廃置分合による退職の場合は、48月 (任期が3年の場合は36月) で計算して得た額を限度とする。

条項別退職事由一覧表

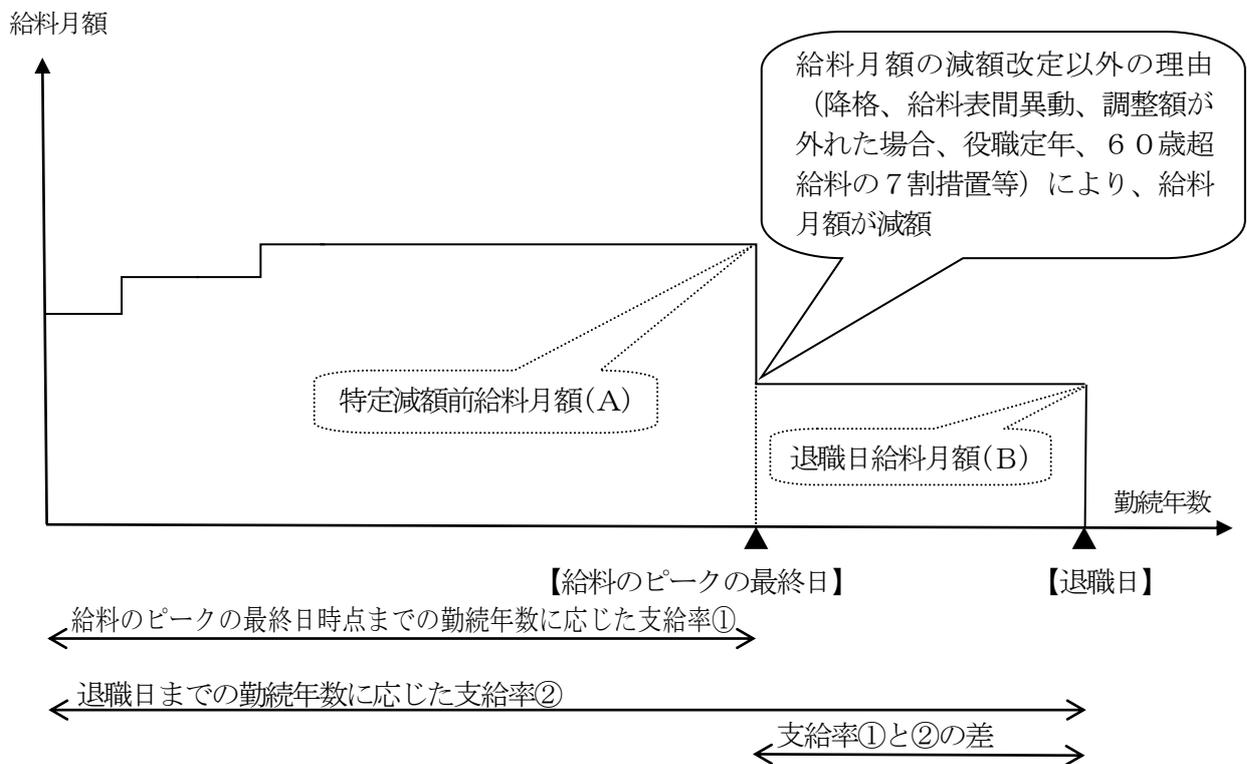


(4) 基本額の算定方法の特例（条例第5条の2）

基礎在職期間中に、給料月額の変額改定以外の理由（降格、給料表間異動、調整額が外れた場合、役職定年、60歳超給料の7割措置等）により、その者の給料月額が減額された場合において、特定減額前給料月額（減額日（当該理由が生じた日）における当該理由により減額されなかったと仮定した場合の給料月額のうち最も多いもの）が退職日給料月額よりも多い場合には、退職手当の基本額の算定方法の特例を適用する。

※ 平成18年4月1日（施行日）以前の降格等による給料月額の減額は、条例の対象としない。
（平成18年附則第6項）

< 基本額の算定方式の特例のイメージ >



$$\text{退職手当基本額} = \boxed{\text{特定減額前給料月額 (A)}} \times \boxed{\text{支給率 ①}} + \boxed{\text{退職日給料月額 (B)}} \times \boxed{\text{支給率 ②} - \text{①}}$$

※ A及びBに、定年前早期退職特例措置（条例第5条の3）の適用あり。

〔例1〕令和7年4月1日に60歳超給料の7割措置による減額があり、かつ、当該年度中に減額日（令和7年4月1日）まで遡及する給与改定がある場合

【給与履歴】

⋮	⋮	⋮
R6.4.1	医(三)2級153号給	342,300円
減額日に減額がなかったものと仮定した場合の給料月額		
R7.4.1	医(三)2級153号給	351,400円（給与改定）
R7.4.1	医(三)2級153号給	239,600円（給料の7割措置）
〃	〃	246,000円（給与改定）

生 年 月 日	昭和39年10月10日	(61歳)
就 職 年 月 日	平成元年4月1日	
退 職 事 由	自己都合（旧定年年齢到達後の自己都合退職）	
特定減額前給料月額(A)	351,400円	
特定減額日前日	令和7年3月31日	
退職手当支給率①	47.709（勤続年数36年）	
退職日給料月額(B)	246,000円	
退 職 年 月 日	令和8年3月31日	
退職手当支給率②	47.709（勤続年数37年）	

減額日（R7.4.1）に給料の7割措置がなかったと仮定した場合の給料月額が特定減額前給料月額となるため、R7.4.1遡及の給与改定の影響を受ける。

$$\begin{aligned}
 \text{退職手当基本額} &= 351,400 \text{円} \times 47.709 + 246,000 \text{円} \times (47.709 - 47.709) \\
 &= 16,764,942.6 \quad + \quad 0 \\
 &= \underline{16,764,942}
 \end{aligned}$$

（1円未満切捨て）

※支給率の上限（定年退職・応募認定退職等の場合は35年）に達していればそれ以上増額とはならない。

[例2] 令和7年4月1日に役職定年に伴う降格、60歳超給料の7割措置による減額及び号給の切替えがあり、かつ、減額日（令和7年4月1日）まで遡及する給与改定がある場合

【給与履歴】

⋮	⋮	⋮
R6.4.1	行(一)6級51号給	406,500円
減額日に減額がなかったものと仮定した場合の給料月額		
R7.4.1	行(一)6級39号給	406,500円（号給の切替え）
〃	〃	417,900円（給与改定）
R7.4.1	行(一)4級85号給	284,600円（役職定年に伴う降格・給料の7割措置）
〃	〃	292,500円（給与改定）

生 年 月 日	昭和39年10月10日	(61歳)
就 職 年 月 日	平成12年 4月 1日	
退 職 事 由	自己都合（旧定年年齢到達後の自己都合退職）	
特定減額前給料月額(A)	417,900円	減額日（R7.4.1）に役職定年に伴う降格・給料の7割措置がなかったと仮定した場合の給料月額が特定減額前給料月額となるため、号給切替え後の給料月額がR7.4.1遡及の給与改定の影響を受ける。
特定減額日前日	令和 7年 3月31日	
退職手当支給率①	33.27075（勤続年数25年）	
退職日給料月額(B)	292,500円	
退職年月日	令和 8年 3月31日	
退職手当支給率②	34.77735（勤続年数26年）	

$$\begin{aligned}
 \text{退職手当基本額} &= 417,900 \text{円} \times 33.27075 + 292,500 \text{円} \times (34.77735 - 33.27075) \\
 &= 13,903,846.42 \quad + \quad 440,680.5 \\
 &= \underline{14,344,526}
 \end{aligned}$$

(1円未満切捨て)

※支給率の上限に達していないため、給料のピークの最終日以降の勤続期間に応じて増額となる。

(5) 定年前早期退職特例措置（条例第5条の3）

定年に達する日から6月前までに退職した者で、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上である職員が応募認定、整理及び公務上の傷病・死亡により退職する場合に退職手当の算定となる基礎給料月額を特例給料月額とする。

※ 特例給料月額の割増率は、当分の間、定年引上げ前の制度下で対象とされていた年齢と割増率を維持する。ただし、定年年齢の引上げを受けた職員が旧定年年齢1年前に応募認定退職等をした場合の割増率は3%（旧2%）とする。旧定年年齢以上の年齢で、新定年年齢到達前に公務上死傷病退職等した場合の割増率は、一律2%となる。

定年前早期退職特例措置の加算割合（旧定年年齢が60歳の職員の場合）

年齢	45歳	46歳	47歳	...	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
退職事由													
応募認定退職 （65歳定年退職）	45%	42%	39%	...	9%	6%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	定年 (0%)
公務上死傷病退職等 （65歳定年退職）	45%	42%	39%	...	9%	6%	3%	2%	2%	2%	2%	2%	定年 (0%)

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日の給料月額} \times \{1 + (3\% \times \text{旧定年までの残年数})\}$$

※ 定年年齢が引き上がった職員のみ

定年前早期退職特例対象（旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳）の場合

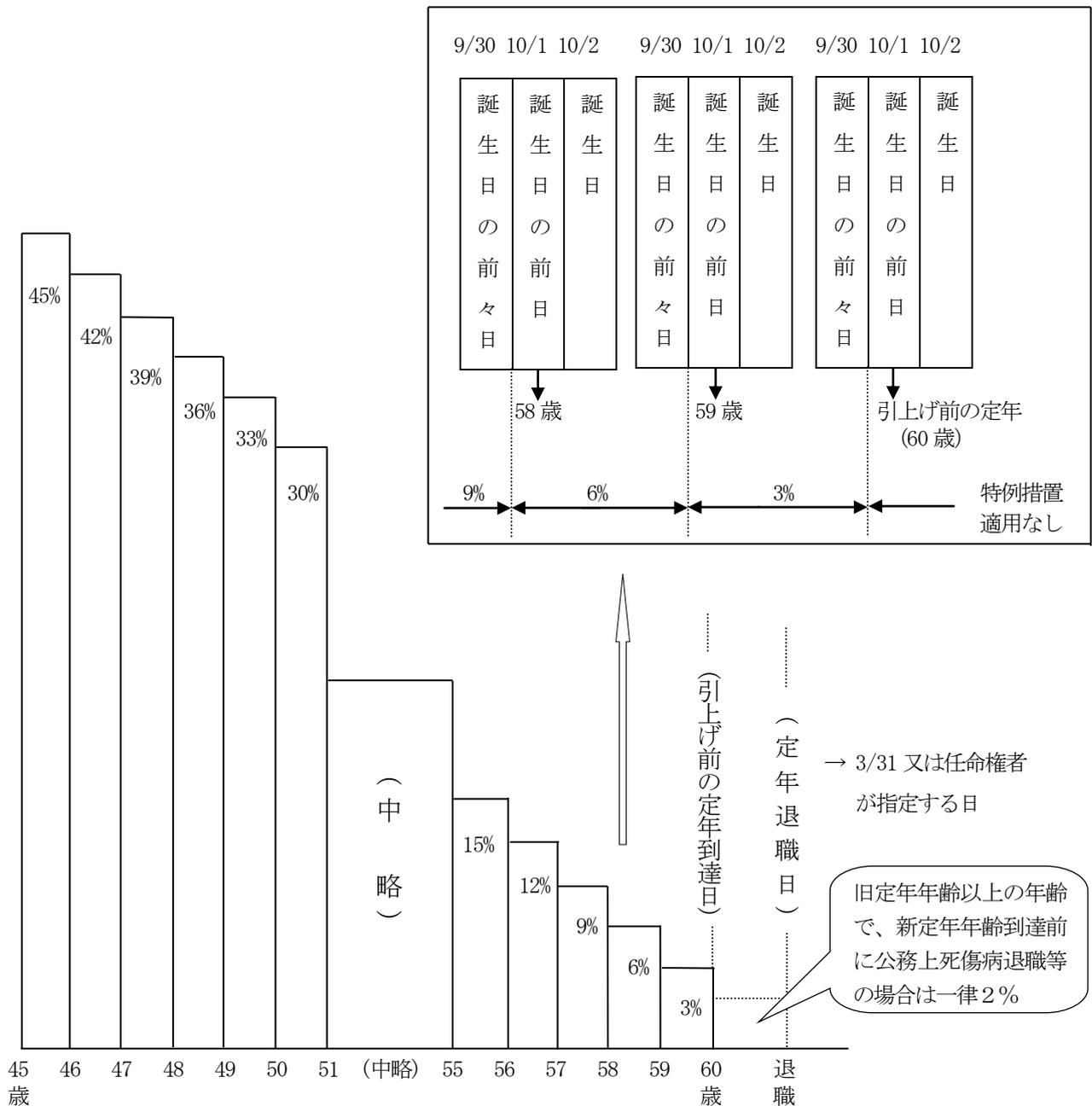
$$\text{基本額} = \frac{\text{退職日給料月額} \times \{1 + 3\% \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年齢})\}}{\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率}} \times \text{退職日までの勤続期間に応じた支給率}$$

・ 例（応募認定（第1号）退職）

生年月日	昭和46年9月10日	(54歳)
就職年月日	平成5年4月1日	
退職年月日	令和8年3月31日	勤続年数33年
退職日給料月額	401,400円	

$$\begin{aligned} \text{退職手当基本額} &= 401,400円 \times \{1 + 3\% \times (60 - 54)\} \times 45.32355 \\ &= 473,652円 \times 45.32355 \\ &= \underline{21,467,590円} \quad (1円未満切捨て) \end{aligned}$$

定年前早期退職特例措置（引上げ前の定年が60歳の場合）



(6) 退職手当の最高限度額

① 給料月額が減額した場合の特例を適用しない場合

(イ) 定年前早期退職特例対象外の場合 (条例第6条)

$$\text{退職日給料月額} \times 60$$

(ロ) 定年前早期退職特例対象 (旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳) の場合 (条例第6条、第6条の3)

$$\text{退職日給料月額} \times \{1 + 3\% \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年齢})\} \times 60$$

② 給料月額が減額した場合の特例を適用した場合

(イ) 定年前早期退職特例対象外の場合 (条例第6条の2)

I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times 60$$

II 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \\ \times (60 - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

(ロ) 定年前早期退職特例対象（旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳）の場合（条例第6条の2、第6条の3）

I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \{1 + 3\% \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年齢})\} \times 60$$

II 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \{1 + 3\% \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年齢})\} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間}} \\ \times \boxed{\text{に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \{1 + 3\% \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年齢})\} \times (60 - \boxed{\text{減額}} \\ \boxed{\text{日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

※ 条文上は、給料月額の60月分に相当する額を支給額の上限としているが、昭和57年附則第5項及び第6項、平成15年附則第4項により給料月額の47.709月分が支給額の上限となる。

(7) 調整額（条例第6条の4）

職の職制上の段階、職務の級その他職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して定める区分に応じて調整月額を定め、職員の基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとの調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額として、基本額に加算する。

区 分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
調整月額	59,550円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

<給料表ごとの調整額算定上の区分>

平成18年4月1日～

区 分	調整月額	行(一)	行(二)	公安(一)	医療(一)	医療(二)	医療(三)
第1号	59,550円	8級	級	級	級	級	級
第2号	54,150円	7					
第3号	43,350円	6		行(一)を基準に各市町村等の規則で定める			
第4号	32,500円	5					
第5号	27,100円	4					
第6号	21,700円	3					
第7号	0円	2 1					

職務の級の高い方から60月＝7級36月＋6級24月

調整額 54,150円×36月＋43,350円×24月＝2,989,800円

- ③ 自己都合等退職者以外のもので勤続期間が1年以上4年以下のものは、職員の区分に応じて計算した額の2分の1に相当する額（条例第6条の4第4項第1号）
 - ④ 自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のものは、零（条例第6条の4第4項第2号）
 - ⑤ 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のものは、職員の区分に応じて計算した額の2分の1に相当する額（条例第6条の4第4項第3号）
 - ⑥ 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のものは、零（条例第6条の4第4項第4号）
 - ⑦ 調整額の算定の対象期間は、平成8年4月1日以後の期間とする。（平成18年附則第7項）
- ※ 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることのない自己都合退職者については、条例第6条の4第4項第3号及び第4号の規定は適用しない。

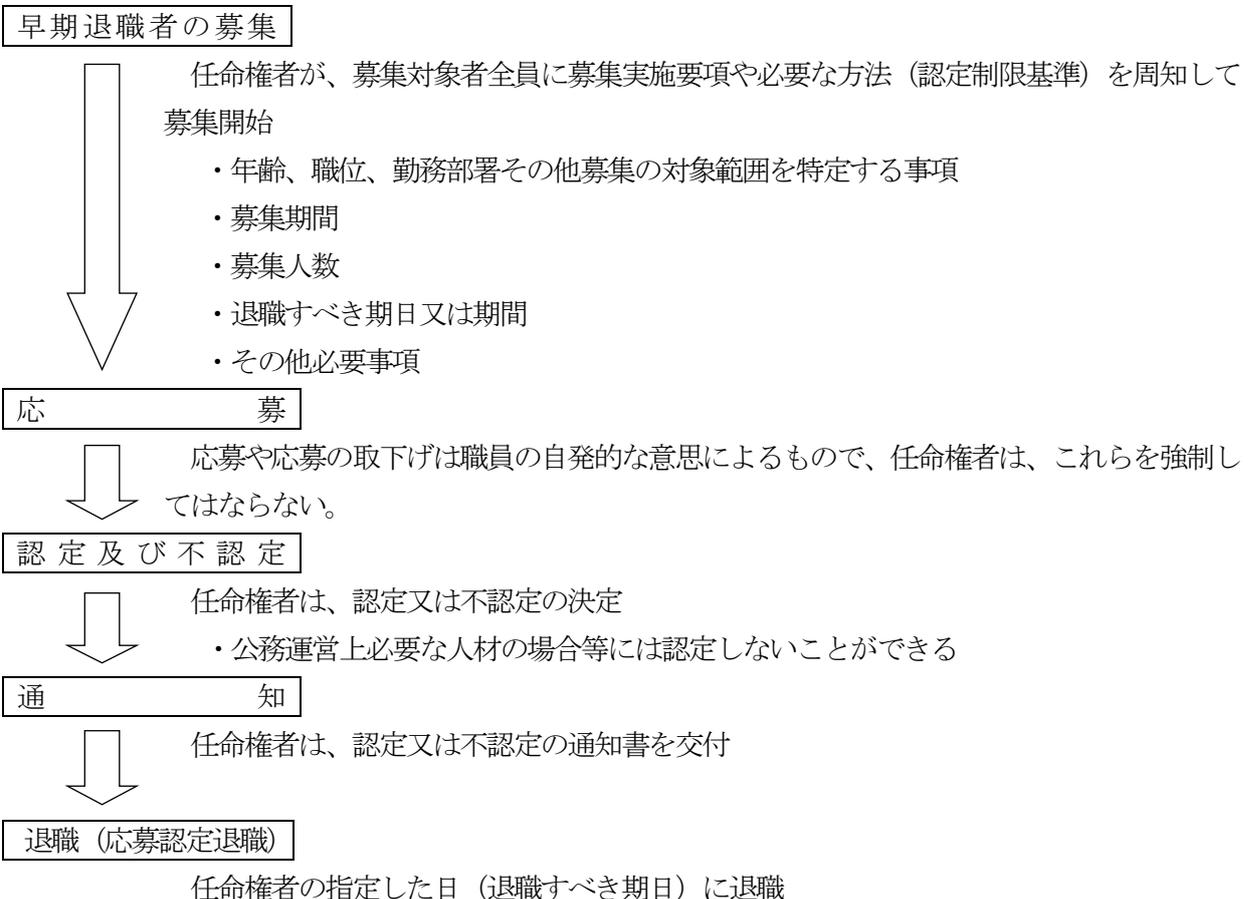
(8) 早期退職募集制度（条例第8条の3）

① 定年前に退職する意思を有する職員の募集

第1号—職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（※当分の間、旧定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員を対象とする。）

第2号—勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、勤務公署に属する職員を対象として行う募集

② 早期退職募集制度の流れ



(9) 定年年齢引上げに伴う措置（附則第14項～第22項）

① 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、その者が定年退職した場合と同率とする。（附則第14、15項及び運用方針第3条第2項関係）

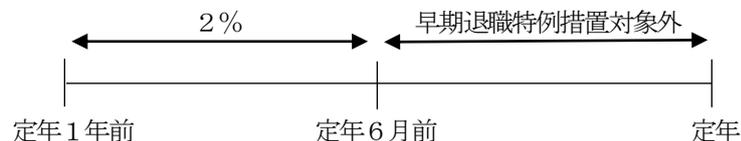
※ ただし、旧定年年齢が65歳以上の職員を除く。（附則第16項）

② 定年の引上げに伴う特定日における給料月額減額は特定減額前給料月額に含まれる。（附則第17項）

③ 当分の間、応募認定退職の場合の割増期間は、旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に達する日の6月前までとする。（附則第18、20項）

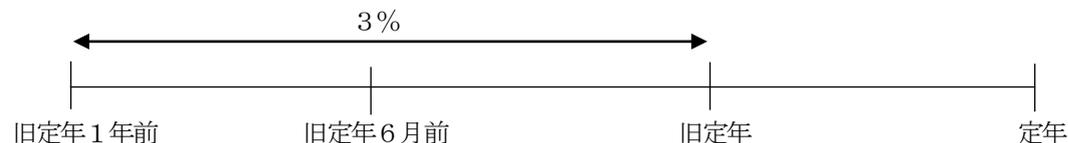
※ ただし、その者の退職時に定められている定年年齢が旧定年年齢を超えている場合の割増期間は、旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に達する日までとし、割増率についても、旧定年年齢から退職時の年齢を引いて得た数が1の場合は3%とする。（附則第19項）

<令和5年3月31日までの制度及び定年年齢が引き上がらなかった職員に係る制度>



○ 定年退職者と早期退職者とのバランス、総人件費、必要性等を考慮し、定年直前の者まで割増の対象とするのは不適当なため、定年1年前で退職した場合は2%の加算措置を講じ、定年から6月前に退職した場合は加算措置の対象外としている。

<定年年齢の引上げに伴う当分の間の措置(附則第19項)>



○ 定年年齢が旧定年年齢を超えている場合、旧定年年齢1年前の期間が、定年年齢が引き上がることにより定年直前でなくなるため、旧定年年齢から1年前で退職した場合は3%の加算措置を講じている。

④ 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合、若しくは公務上死傷病による退職で、旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に達する日までに退職した場合の割増率は、旧定年年齢と退職時年齢との差に相当する年数1年につき3%の加算とする。（附則第20、21項）

⑤ 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合、若しくは公務上死傷病による退職で、旧定年年齢に達した日以降定年年齢に達する6月前までに退職した場合の割増率は、退職までの年数によらず一律2%とする。（附則第22項）

退職事由別提出書類一覧表

退職事由 提出並びに添付書類	自己都合 任期満了 任用期間満了 定年 廃置分合 懲戒免職等	応募認定	整理	傷病	死亡
退職報告書兼退職手当請求書（様式第2号）	○	○	○	○	○
在職中の履歴書（様式第5号）	○	○	○	○	○
適用給料表等報告書（特別職を除く。） （様式第5号の2）	○	○	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書	注1○	注1○	注1○	注1○	
個人番号報告書（様式第6号）					注1○
給料異動届（退職時に特別昇給等のあった場合） （別記第2号様式）	注2○	注2○	注2○	注2○	注2○
新旧職制設置条例又は規則の写 （職制改廃のとき） 新旧定数条例の写 （定数改廃のとき） 予算書及び会議録の写 （予算減少のとき）			○		
戸籍謄本					○
【遺族が配偶者以外】 改製原戸籍 生計関係申立書（様式第7号） 住民票の謄本 総代者選任届〔同順位が二人以上の場合〕 （様式第8号）					注2○
応募認定退職の記録（様式第9号）		○			
医師の診断書 （厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の疾病かどうかの意見を具体的に付すこと。）				○	
公務災害認定通知書の写 （通勤災害死亡は除く。）				注2○	注2○
高齢者部分休業取得時間報告書 （様式第9号の2）	注2○	注2○	注2○	注2○	注2○

注1 各所属所の特定個人情報取扱規程による利用事務としての取扱いをお願いします。

注2 必要に応じ添付する。

※ 様式は組合ホームページ <https://aomori-taite.jp> からダウンロードできます。

退職時の職名を記載すること。

退職日時点における当該退職者の職に係る定年年齢を記載すること。

退職報告書兼退職手当請求書(記載例)

退 職	所属所コード	共済区分	番 号					職 名	課長補佐	定 年 齢	62歳
	4 4 5	0	1	2	3	4	5				
	ふりがな	あおもり はなこ					職 名	課長補佐	定 年 齢	62歳	
職	氏 名	青森 花子					生年月日	昭和 平成	39年 10月 10日 (満 61 歳)		
	退職事由 (該当番号を)	① 自己都合 2 任用期間満了 3 任期満了(特別職) 20 任期満了(一般職) 21 応募認定 5 定 年 6 整 理					7 公務外傷病 8 公務外死亡 9 公務上傷病 10 公務上死亡 11 転 出 (転出・退職派遣先: ~) 13 その他(
	これらの給料月額には、給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。	※退職時の満年齢が60歳以上の場合は記入すること。 ・当該退職者の旧定年年齢 (60 歳) ・(自己都合退職の場合のみ記入)当該退職に係る退職者の非違の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無					退職手当条例上、勤続期間が通算される退職は、転出。 令和5年3月31日時点における当該退職者の職に係る定年年齢を記載すること。				
欄	退職時給料月額	279,900円					退職年月日	令和7年 10月 31日			
	特定減額前給料月額	399,800円					特定減額日	令和7年 3月 31日			
条例第6条の5第1項の規定に該当する退職の場合の扶養手当額										円	
上記のとおり退職したので報告いたします。										月10日	
・特定減額(平成18年4月1日~退職日までにおいて、給料月額の減額改定以外の理由(降格、給料表間異動、調整額が外れたこと、役職定年、60歳超給料7割措置等)で、給料月額が減額されたこと)により、自団体の在職期間中に退職時給料月額を上回る給料月額がある場合、そのうち最も高い給料月額を記載すること。 ・特定減額がない場合は空欄とすること。										長 殿 町 村 長 南 部 町 長 務 組 合 管 理 者 工 藤 祐 直 公 印	
退職手当を支給されるよう関係書類を添え請求いたします。										長 殿 氏 名 青 森 花 子 (〒039-0699)	
当 請 求 欄	現 住 所 三 戸 郡 南 部 町 剣 吉 中 町 〇 - 〇										
	死亡した職員との 続 柄 及 び 氏 名 (〒 -)										
現 住 所											
◎振込先 青森みちのく(銀行)金庫・農協・組合 南部 支店 普通預金 口座No. 1.2.3.4.5.6.7 名義人(カケ) 了桂 ハコ											

◎記載上の注意事項

- 1 転出、その他の事由により退職手当が支給にならない場合は、退職手当請求欄に「転出不支給」を記載すること。
- 2 年齢は退職年月日現在の満年齢
- 3 旧定年年齢とは、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行日前における当該退職者の職に係る定年年齢(同日以降に新たに設置された職等の場合は、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における定年年齢)をいう。

必ず記載すること。

履 歴 書 (記 載 例)

		所属所コード			共済区分	番 号					
		4	4	5	0	1	2	3	4	5	
ふりがな	あおもり はなこ	生年月日	昭和39年10月10日			性別	□男 <input checked="" type="checkbox"/> 女				
氏名	青森 花子	旧氏名				改姓年月日	年 月 日				
年月日	事項	給料月額		発令庁							
		級	号	給金	額						
S61. 4. 1	南部町職員に採用する。主事に補する。										
	行政職給料表5級3号給を給する。	5	3	107,500							
～ 中間内容省略 ～											
H 9. 2. 13	地方公務員法の育児休業等に関する法律										
	第2条第1項の規定により育児休業を承認する。										
	育児休業期間										
	平成9年2月13日～平成9年8月31日										
H 9. 9. 1	地方公務員法の育児休業等に関する法律										
	第10条第1項の規定により育児休業短時間勤務週24時間35分を承認する。										
	育児短時間勤務の期間										
	平成9年9月1日～平成10年8月31日										
～ 中間内容省略 ～											
R 2. 4. 1	行政職給料表3級113号給を給する。	3	113	350,000							
R 3. 4. 1	財政課長補佐に昇任させる。										
	行政職給料表4級59号給を給する。	4	59	363,500							
R 4. 4. 1	総務課副参事に昇任させる。										
	行政職給料表5級51号給を給する。	5	51	374,600							
R 6. 4. 1	総務課長に昇任させる。										
	行政職給料表6級42号給を給する。	6	42	399,800		特定減額前給料月額					
R 7. 4. 1	地方公務員法第28条の2第1項の規定										
	により総務課長補佐に降任させる。										
	行政職給料表4級52号給を給する。	4	52	369,600							
	職員の給与に関する条例附則第〇項の規定により279,900円を給する。			279,900		退職時給料月額(管理監督職勤務上限年齢調整額を含む)					
R 7. 10. 31	辞職を承認する。										
上記のとおり相違ないことを証明する。											
令和7年11月10日			職名 南部町長			公					
任命権者			氏名 工藤祐直			印					

組合加入年月日、退職年月日、給料月額及び除算対象期間に係る発令は全て記載すること。

特定減額前給料月額

役職定年制により降任となる場合は降任後の級・号給も記載すること。(調整額の加算の対象となる場合があるため)

特定減額日(R7.3.31が特定減額日前日となる)

退職時給料月額(管理監督職勤務上限年齢調整額を含む)

・履歴書は、任意の様式及び記載方法でも可。ただし、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されている場合はそれが分かるように記載すること。(調整額の名称や根拠となる規定及び金額を記載する)
 →履歴書から退職手当算定基礎給料月額が確認できるように記載する。
 ※記載例の場合、行政職給料表4級52号給の7割措置後の給料月額258,700円と管理監督職勤務上限年齢調整額21,200円の合計額279,900円が退職時給料月額となる。

様式第5号の2 (第6条関係)

・調整額の区分の高い順に10年間分記載すること。
 ※前歴がある場合、前歴期間の調整額については組合で確認するため、自団体の期間について調整額の区分の高い順に記載すること。

適用給料表等報告書(記載例)

南部町

青森花子

退職年月日

令和7年10月31日

調整額の区分の高い順に10年間の適用給料表

順位	適用給料表	級	調整額の区分	適用期間	月数
1	行政職(一)	6	第3号	令和6年4月1日から令和7年3月31日	12月
2	〃	5	第4号	令和4年4月1日から令和6年3月31日	24月
3	〃	4	第5号	令和7年4月1日から令和7年10月31日	7月
4	〃	4	第5号	令和3年4月1日から令和4年3月31日	12月
5	〃	3	第6号	平成28年11月1日から令和3年3月31日	65月
6	調整額の区分が同一となる適用期間が複数ある場合は退職日に近い順に記載すること。			年 月 日から 年 月 日	月
7				年 月 日から 年 月 日	月

② 休職等除算期間

育児休業及び育児短時間勤務期間

その他の期間

除算区分	当該子の生年月日	期間	除算区分	期間
育休・育短	H8年12月18日生	H9年2月13日～H9年8月31日	休職・停職・専従・他	年 月 日～年 月 日
育休・育短	H8年12月18日生	H9年9月1日～H10年8月31日	休職・停職・専従・他	年 月 日～年 月 日
育休・育短	年 月 日生	年 月 日～年 月 日	休職・停職・専従・他	年 月 日～年 月 日
育休・育短	該当する除算区分を○で囲み、当該子の生年月日、期間を記載すること。		休職・停職・専従・他	年 月 日～年 月 日
育休・育短			休職・停職・専従・他	年 月 日～年 月 日

令和7年11月10日

青森県市町村職員退職手当組合長 殿

市町村長 南部町長
 一部事務組合管理者 工藤祐直

公印

※ 処理欄

第1号 (59,550円)	第2号 (54,150円)	第3号 (43,350円)	第4号 (32,500円)	第5号 (27,100円)	第6号 (21,700円)	第7号 (0円)	合計
月	月	月	月	月	月	月	月

(備考)

◎記載上の注意事項

- ①欄には、調整額の区分の高い順に10年間の適用給料表及び適用期間を記載すること。調整額の区分が同一となる適用期間が複数ある場合は、退職日に近い順に記載すること。
- ②欄には、休職等除算期間を育児休業及び育児短時間勤務期間とその他期間に分けて記載すること。育児休業及び育児短時間勤務期間には、該当する除算区分を○で囲み、当該子の生年月日と期間を、その他期間には、該当する除算区分を○で囲み、その期間を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

支払者は「青森県市町村職員退職手当組合」になります。

R8.1.1 以降に退職する職員については、個人番号を記載すること。(※R7.12.31までに退職する職員については現行通り記載しないこと。)

青森 税務署長 殿		8 年分 退職所得の受給に関する申告書		
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒030-0812 青森市堤町2丁目1番1号	現住所	〒039-0699 三戸郡南部町剣吉
	名称 (氏名)	青森県市町村職員退職手当組合	氏名	青森 花子
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
			その年1月1日現在の住所	三戸郡南部町剣吉中町〇-〇

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R7 年 10 月 31 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 S61 年 4 月 1 日 年 至 R 7 年 10 月 31 日 年
	② 退職の区分等	<一般・障害の区分> <input checked="" type="radio"/> 一般・障害 <生活扶助の有無> <input checked="" type="radio"/> 有・無	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有	40 年 年 年 年

退職手当条例上、通算された前歴期間がある場合は、当該始期を記載すること。

勤続期間は、年単位で1年未満の端数は、切り上げとなります。

あなたが本年中に他にも退職手当等

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年
	うち 短期勤続期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自 年 月 日 年	⑧ ④又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年
			⑨ ⑦と⑧の通算期間	自 年 月 日 年

特定役員等勤続期間は、勤続期間が5年以下の場合は「有」に○印を付け、上記と同じ期間を記載し、重複勤続期間はどちらも「無」に○印を付けること。また、勤続期間が6年以上の場合は、「無」に○印を付けること。いずれの場合も短期勤続期間は「無」に○印を付けること。

あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。

C	(1) 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合(②及び③の場合を除きます。)	前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥又は⑧の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年
	(2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合(③の場合を除きます。)	次の退職手当等 ・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に支払を受けた退職手当等 ・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑤ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥又は⑧の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年
	うち 短期勤続期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自 年 月 日 年	⑫ ⑤と⑩の通算期間	自 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑬ ⑤と⑩の通算期間	自 年 月 日 年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額(円)	源泉徴収額(円)	特別徴収税額(円)	支拂額(円)	退職の区分	年齢給付金	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
B	一般	・	・	・	・	一般障害		
	特定役員	・	・	・	・	一般障害		
	短期	・	・	・	・	一般障害		
C	・	・	・	・	一般障害			

応募認定退職の記録（記載例）

氏名	青森太郎 (男・女)	生年月日	昭和42年10月10日 (58歳)
職名	課長	給料月額	407,800円 (行政職6級75号給)
採用年月日	平成元年4月1日	退職年月日	令和8年3月31日
勤続期間	37年0月	旧定年年齢	60歳
募集の目的	① 条例第8条の3第1項第1号 2 条例第8条の3第1項第2号	令和5年3月31日時点における当該退職者の職に係る定年年齢を記載すること。	
募集人数	5名	必ず実数を記載すること。 「若干名」は不可。	
募集期間	令和7年10月1日～令和7年11月30日		
退職すべき年月日	令和8年3月31日		
応募年月日	令和7年11月1日		
認定年月日	令和7年12月1日		
参考事項			
任命権者の職名・氏名及び印	南部町長 工藤祐直		公印

◎記載上の注意事項

旧定年年齢とは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行日前における当該退職者の職に係る定年年齢（同日以降に新たに設置された職等の場合は、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における定年年齢）をいう。

診 断 書 (見本)

住 所 北津軽郡鶴田町みどり町3丁目3番地
氏 名 津 軽 花 子
生年月日 昭和52年 1月 1日
年 齢 満 48 歳

1 病 名 両下肢不全麻痺

上記疾患にて厚生年金保険法第47条第2項に規定する1級6号に該当する。

上記のとおり診断いたします。

令和 7 年 9 月 1 日

北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾2番地
つがる西北五広域連合
鶴 田 診 療 所

医 師 鶴 田 一 郎



厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態

障害の程度	障害の状態
1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
2級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度	障 害 の 状 態
3 級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の10趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあつては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。